

(資料1) 日米安保条約(1960・1・19)から

(……)

第二条 締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、並びに安定及び福祉の条件を助長することによって、平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展に貢献する。締約国は、その国際経済政策におけるくい違いを除くことに努め、また、両国の間の経済的協力を促進する。

第三条 締約国は、個別的に及び相互に協力して、持続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持発展させる。

(……)

第五条 各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。(……)

第六条 日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

2 前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定(改正を含む。)に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

(……)

第十条 2 (……)この条約が十年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行われた後一年で終了する。

(資料2) 条約第六条の実施に関する交換公文(岸・ハーター交換公文)

(……)

合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更、同軍隊の装備における重要な変更並びに日本国から行なわれる戦闘作戦行動(前記の条約第五条の規定に基づいて行なわれるものを除く。)のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用は、日本国政府との事前の協議の主題とする。

〔資料3〕「核密約」討論記録

(……)

二、同交換公文は、以下の諸点を考慮に入れ、かつ了解して作成された。

A 「装備における重要な変更」は、核兵器及び中・長距離ミサイルの日本への持ち込み（イントロダクション）並びにそれらの兵器のための基地の建設を意味するものと解釈されるが、たとえば、核物質部分をつけていない短距離ミサイルを含む非核兵器（ノン・ニュークリア・ウェポンズ）の持ち込みはそれにあたらぬ。

B 「条約第五条の規定にもとづいておこなわれるものを除く戦闘作戦行動」は、日本国以外の地域にたいして日本国から起こされる戦闘作戦行動を意味するものと解される。

C 「事前協議」は、合衆国軍隊とその装備の日本への配置、合衆国軍用機の飛来（エントリー）、合衆国艦船の日本領海や港湾への立ち入り（エントリー）に関する現行の手続きに影響を与えるものとは解されない。(……)

D 交換公文のいかなる内容も、合衆国軍隊の部隊とその装備の日本からの移動（トランスファー）に関し、「事前協議」を必要とするとは解釈されない。

(1960・1・6・藤山外相とマッカーサー駐日大使が頭文字署名)

〔資料4〕日米地位協定第3条と「米軍基地権に関する密約」

日米地位協定第3条（第1項）

合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる。日本国政府は、施設及び区域の支持、警護及び管理のための合衆国軍隊の施設及び区域への出入の便を図るため、合衆国軍隊の要請があったときは、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で、それらの施設及び区域に隣接し又はそれらの近傍の土地、領水及び空間において、関係法令の範囲内で必要な措置を執るものとする。合衆国も、また、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で前記の目的のため必要な措置を執ることができる。

マッカーサー駐日大使から國務長官あて報告書（1959・12・4）

日本政府は、（日米地位協定）第3条1項の新しい文言のもとで施設及び区域内の米国の権利を変更しないままにすることを文書で確認する用意ができてはいるが、この趣旨の公表覚書への同意をしづつている。日本政府は秘密了解にして新しい日米安保条約と行政協定の調印以前に藤山（外相）と私が頭文字署名をおこない、その後新しい日米安保条約と行政協定が発効するさい合同委員会の記録に入れることに同意している。

「米軍基地権に関する密約」

(…)日本国における合衆国軍隊の使用のため日本政府によって許与された施設及び区域内での合衆国の権利は、1960年1月19日にワシントンで調印された協定第3条第1項の改定された文言のもとで、1952年2月28日に東京で調印された協定のもとでと変わることなく続く。

(1960・1・6・藤山外相とマッカーサー駐日大使が頭文字署名)

在日米国大使館から米國務省あて報告書(1957・2・14)

日本における米国の軍事活動の規模の大きさに加えて、際立つもう一つの特徴は米国に与えられた基地権の寛大さにある。安保条約第3条にもとづいて取り決められた行政協定は、米国が占領中に持っていた軍事活動遂行のための大幅な自主権と独立権を、米国のために保護している。安保条約(旧安保条約)のもとでは、日本政府とのいかなる相談もなしに『極東における国際の平和と安全の維持に寄与』するためにわが軍を使うことができる。…行政協定のもとでは、新しい基地についての要件を決める権利も、現存する基地を保持し続ける権利も、米軍の判断にゆだねられている。…これに加えて、地元の主権と利益を侵害する多数の補足取り決めが存在する。多数の米国の諜報活動機関と対敵諜報活動機関の教知れぬ要員がなんの妨げも受けず日本中で活動している。

米軍の部隊、装備、家族なども、地元とのいかなる取り決めもなしに、また地元当局への事前情報連絡さえなしに日本への出入を自由におこなう権限が与えられている。…日本国内では演習がおこなわれ、射撃訓練が実施され、軍用機は飛び、その他の日常的な死活的に重要な軍事活動がなされている—すべてが行政協定で確立した基地権にもとづく米側の決定によって。

〔資料5〕日米地位協定第17条と「裁判権放棄の密約」

日米地位協定第17条(第3項)

裁判権を行使する権利が競合する場合には、次の規定が適用される。

- (a) 合衆国の軍当局は、次の罪については、合衆国軍隊の構成員又は軍属に対して裁判権を行使する第一次の権利を有する。
 - (i) もっぱら合衆国の財産若しくは安全のみに対する罪又はもっぱら合衆国軍隊の他の構成員若しくは軍属若しくは合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の家族の身体若しくは財産のみに対する罪
 - (ii) 公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪
- (b) その他の罪については、日本国の当局が、裁判権を行使する第一次の権利を有する。
 - (…) (…)

日米合同委員会裁判権分科委員会刑事部会長の声明

行政協定第17条を改正する1953年9月29日の議定書第3項に関連した、(日米)合同委員会裁判権分科委員会刑事部会日本側部会長の声明(1953・10・28)

日本代表

議定書第3項の規定の実際の運用に関し、私は、政策の問題として、日本の当局は通常、合衆国軍隊の構成員、軍属、あるいは米軍法に服するそれらの家族に対し、日本にとつていちじるしく重要と考えられる事件以外については第一次裁判権を行使するつもりがないと述べることができる。(……)

津田 實(署名) 裁判権分科委員会刑事部会日本側部会長

(注) 1953年9月29日「行政協定を改定する議定書」が結ばれ、行政協定17条は、現行地位協定17条とほとんど同じ条文となり、そのまま今日まで踏襲されている。同時に「裁判権放棄の日米密約」が交わされていた。

罪名別起訴率の日米比較(在日米軍関係者は日本側に第一次裁判権のあるもの)

	在日米軍関係者	日本人
公務執行妨害	0%	66・7%
放火	80・0%	53・0%
住居侵入	15・2%	45・3%
文書偽造	0%	65・5%
強制わいせつ	10・5%	54・7%
強かん	20・0%	52・2%
殺人	75・0%	48・9%
傷害	27・1%	49・9%
傷害致死	50・0%	65・4%
暴行	25・4%	39・8%
脅迫	0%	51・2%
窃盗	7・1%	42・4%
強盗	64・0%	62・5%
強盗致死傷	80・9%	71・4%
詐欺	0%	64・2%
恐喝	0%	45・5%
横領	0%	16・1%
平均起訴率	17・3%	44・4%

(注) 在日米軍関係者は01年から08年の平均(法務省作成「合衆国軍隊構成員等犯罪事件人員調」。日本人は08年の数字。吉田敏浩氏の『密約 日米地位協定と米兵犯罪』(毎日新聞社)から作成。

〔資料6〕「自衛隊への米軍の指揮の密約」

米下院外務委員会極東・太平洋小委員会でのアリソン大使の証言(1954・2・17)

吉田首相はハル將軍(米極東軍司令官)と私(アリソン大使)とにたいし、在日米軍の使用を含む有事の際に、最高司令官はアメリカ軍人がなるであろうということにはまったく問題ない、との個人的な保証を与えました。しかしながら政治的理由により、これが日本において公然たる声明となった場合、現時点ではうまくないことは明白であります。ハル將軍はこの点に関し吉田首相から与えられた保証にきわめて満足し、將軍はなんら公然たる声明もしくは文書を要求しない、と述べました。

1952年2月の行政協定交渉での米側提案の協定案から

日本区域において敵対行為が発生した場合又はいずれかの当事国が敵対行為の急迫した脅威があると認めたときは、合衆国は、日本国と協議の上統合司令部を設置し、その司令官を任命することができる。この司令官は、日本区域におけるすべての合衆国軍隊及び日本国の防衛に寄与することができるすべての日本国における日本国保安組織(地方警察を除く。)に対して作戦指揮を行使することができる。

(注) この部分は行政協定交渉で非公表となり、前掲「口頭密約」となった。

〔資料7〕沖繩返還時の「核密約」

ニクソン大統領と佐藤首相との共同声明についての合意議事録(1969・11・19)

米合衆国大統領

われわれの共同声明に述べてあるごとく、沖繩の施政権が実際に日本国に返還されるまで、沖繩からすべての核兵器を撤去することが米国政府の意図である。そして、それ以後においては、この共同声明に述べてあるごとく、米日間の相互協力及び安全保障条約、並びにこれに関連する諸取り決めが、沖繩に適用されることになる。

しかしながら、日本を含む極東諸国の防衛のため米国が負っている国際的義務を効果的に遂行するために、重大な緊急事態が生じた際には、米国政府は、日本国政府と事前協議を行った上で、核兵器を沖繩に再び持ち込むこと、および沖繩を通過する権利が認められることを必要とするであろう。かかる事前協議においては、米国政府は好意的回答を期待するものである。さらに、米国政府は、沖繩に現存する核兵器の貯蔵地、すなわち、嘉手納、那覇、辺野古、並びにナイキ・ハーキュリーズ基地を、何時でも使用できる状態に維持しておく、重大な緊急事態が生じた時には活用できることを必要とする。

日本国総理大臣

日本国政府は、大統領が述べた前記の重大な緊急事態が生じた際における米国政府の必要を理解して、かかる事前協議が行われた場合には、遅滞なくそれらの必要をみたすであらう。